

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟
事務所掌規程

(目的)

第1条 定款第 56 条に基づき、同第 14 条の役員及び事務局並びに各種委員会の事務所掌に関する事項を定める。

(理事長)

第2条 理事長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

(理事)

第3条 理事は、業務担当理事と地域担当理事を区分し、職務を担当する。

(業務担当理事)

第4条 業務担当理事は、次の通り職務を分担する。

(1) 技術担当理事

技術委員会の委員長として、技術全般に関する事項を所掌する。

(2) 医事担当理事

医事委員会の委員長として、医事全般に関する事項を所掌する。

(3) 総務担当理事

総務委員会の委員長として、総務全般と規律全般に関する事項を所掌する。

(4) 事務局担当理事

事務局長として、事務局全般に関する事項を所掌する。

(5) 普及担当理事

普及委員会の委員長として、普及全般に関する事項を所掌する。

(6) フットサル担当理事

フットサル委員会の委員長として、フットサル全般に関する事項を所掌する。

(7) 渉外・国際担当理事

渉外・国際局長として、渉外全般、国際全般及び広報全般に関する事項を所掌する。

(地域担当理事)

第5条 地域担当理事は、次の通り職務を分担する。

(1) 北海道担当理事

北海道連盟の会長として、当該地域の活動を掌握する。

(2) 東北担当理事

東北連盟の会長として、当該地域の活動を掌握する。

- (3) 関東担当理事
関東連盟の会長として、当該地域の活動を掌握する。
- (4) 東海担当理事
東海協議会の会長として、当該地域の活動を掌握する。
- (5) 北信越連盟理事
北信越協議会の会長として、当該地域の活動を掌握する。
- (6) 関西担当理事
関西連盟の会長として、当該地域の活動を掌握する。
- (7) 中国・四国担当理事
中国・四国連盟の会長として、当該地域の活動を掌握する。
- (8) 九州担当理事
九州連盟の会長として、当該地域の活動を掌握する。

(無任所理事)

第6条 特定の所掌、担当を持たない理事は、理事会の特命事項を担当するほか、本会全般の運営について、役員として大所高所から意見を述べ、責任を分担する。

(監事)

第7条 監事は、定款第14条5項に定める職務を行う。

(事務局)

第8条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置き、以下の職務を所掌する。

- (1) 理事会における決定に関する事項
- (2) 理事会への出席
- (3) 理事会及びその他機関の会議の運営
- (4) 理事会及び各種委員会の議事録の作成
- (5) 本連盟の財務及び会計に関する事項
- (6) 本連盟の公式文書の受発信に関する事項
- (7) 加盟団体、理事会、各種委員会、JSC、JPSA、JPC、JFA、JIFF等との関係に関する事項
- (8) 事務局の運営
- (9) 職員の任免

(各種委員会)

第9条 本連盟の事業遂行のため、次の常設委員会を設置し、各委員会の所掌事項は以下の通りとする。なお、各種委員会は、所掌事項に関し、理事会の諮問に応じて答

申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所掌事項に関する事業を実施する。

- (1) 総務委員会
 - 大会運営に関する事項
 - 選手登録に関する事項
 - 規律・コンプライアンスに関する事項
 - その他総務に関する事項
- (2) 技術委員会
 - 日本を代表するチームに関する事項
 - 選手の育成、強化に関する事項
 - 指導者の育成に関する事項
 - 強化方針に基づく技術指導
 - その他技術に関する事項
- (3) 普及委員会
 - 知的障がい者サッカーの普及に関する事項
 - JFA グラスルーツ宣言に関する啓蒙活動
 - その他普及に関する事項
- (4) 医事委員会
 - 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
 - アンチ・ドーピングに関する事項
 - 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
 - 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
 - 本連盟主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
 - その他の医学及び健康に関する事項
- (5) フットサル委員会
 - 日本を代表するフットサルチームに関する事項
 - フットサル選手の育成、強化に関する事項
 - フットサルの技術に関する事項
 - フットサルの普及に関する事項
 - フットサルの総務全般の事項
 - その他フットサルに関する事項
- (6) 渉外・国際担当理事
 - 渉外に関する事項
 - 国際統轄団体（INAS、INAS-Asia）に関する事項
 - 広報に関する事項
 - その他渉外、国際及び広報に関する事項

(付則)

その規程は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。